

枚方市長

(〒 573 -)

(申込者) 住 所 枚方市

氏 名

電話番号

枚方市結婚新生活支援補助金交付申込書 【継続補助】

枚方市結婚等新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申込みます。

記

	氏名	生年月日	婚姻日における年齢※
申込者		年 月 日	
配偶者		年 月 日	
婚姻日	令和 年 月 日 申込み期限 (令和 年 月末日)		
令和7年度 補助金 該当する方に☑	<input type="checkbox"/> 交付決定 <input type="checkbox"/> 要件確認	<input type="checkbox"/> 補助金交付決定額 (J) ,000 円 <input type="checkbox"/> 要件確認 (J) 0 円	補助上限額 (K) <30万円 - (J)> ,000 円

※年齢は誕生日の前日に加算(年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条)。申込み期限は婚姻の1年後の同月末日です。

住宅取得費用 (A) (建物部分の取得費用のみ)		円
住宅賃借 費用	賃料・共益費の合計額 (B)	月額 円
	勤務先からの住宅手当 (C)	月額 円
	実質負担月額 (D) < (B) - (C) >	月額 円
	実質負担額合計 (E)	(D) × ヶ月分 = 円
	その他住宅費 (F) (敷金、礼金、仲介手数料、日割賃料・共益費)	円
所有する住宅のリフォーム費用 (G)		円
引越費用 (H)		
費用合計 (I)	(A) + (E) + (F) + (G) + (H)	円
枚方市結婚新生活支援補助金の申込額 (I) 又は (K) のうち、低い額 (千円未満切り捨て)		,000 円

※補助金の対象となる経費は、交付決定の対象となったことのない費用に限ります。

<申告欄>

賃借 補助金の対象となる物件は、結婚に伴い、婚姻日から前後1年以内に賃借したものである。取得・リフォーム 補助金の対象となる物件は、結婚に伴い、婚姻日から前後1年以内に取得・リフォームしたものである。